

認定実技審査の一人評価者制に伴う養成施設への注意事項

1. 「平成 30 年度改訂版 認定実技審査要領」を再度熟読し、審査の実施方法などを再確認してください。
2. 「平成 24 年度改訂版 認定実技審査要領」ではある程度、養成施設の独自性の実技を尊重した審査及び評価を行っていましたが、「平成 30 年度改訂版 認定実技審査要領」からは、要領に沿った実技の実施へと移行していることを再確認してください。
3. 出題項目がすべて審査可能で、派遣審査員に対し出題項目の限定や除外の依頼をしないでください。柔道実技審査の「内股、釣込腰、肩車」は受審者の実力に配慮して出題されるものであり、無段者には出題しないということではありませんので、教育内容から除外することなく十分練習を行わせてください。
4. 受審者が十分な実力が発揮できるよう認定実技審査要領に基づき審査の手順、評価の項目等を受審者に周知してください。
5. 審査当日、審査前の打ち合わせを行い、派遣審査員と意思の疎通を図り、共通した認識の下、審査が実施出来るよう十分調整を行ってください。審査日前に学校独自の方法等の資料を送るといった事前調整は行わないでください。
6. 立会人が行うべき業務を再確認してください。整復実技の固定（第 2）ステーションは立会人が患者モデルに対して衣服を脱がせる指示を行い、脱衣状態から開始してください。
7. 審査終了時間は余裕をもって設定し、お昼休憩等も考慮して審査時間の計画を立ててください。
8. 認定実技審査要領に記載されている審査に必要な実技用具等が適切な機能を有するもの、また十分な数量を準備してください。また、ある程度患者モデルに合ったものを準備してください。
9. 整復実技の会場設営について、2 教室にすると中待合でどの程度溜まっているかが見えない場合があります。パーテーションを設置してもらい、同一会場で 2 ステーションの設営をお願いいたします。
10. 審査会場が見えないように中待合の椅子の前にパーテーションを設置する、椅子を後ろ向きにする等を行ってください。

11. 財団から送っているカード立てを使用し、受審者に見やすいようにカードを立てて置いてください。
12. 受審者が十分な実力を発揮でき、審査員が評価を行う上で問題となるような審査会場の設営になっていないことを確認してください。
13. 包帯は切ってしまうと次に使えなくなってしまうので、包帯を切らずに固定を行ってください。
14. 第2（固定）ステーションでは、三角巾は助手に縛らせず、受審者が全て行ってください。
15. ミッテルドルフ金属副子を使用する際は、包帯の審査を行っているので、バストバンドは使用しないでください。
16. 審査に使用する固定具に損傷名は記載しないでください。
17. 認定実技審査の柔道衣については全日本柔道連盟の規定を基準としております。各養成施設におかれましても規定に沿った柔道衣にて受審するようご指導をお願いいたします。

全日本柔道連盟の服装規定一覧（抜粋）

全日本柔道連盟	
柔道衣(上衣)	<ul style="list-style-type: none"> ・襟 巾4cm以上5cm以内、厚み1cm以内。 ・袖 長さは手首から5cm以内。袖と腕の間が10～15cmの余裕。袖口の折り返し巾3cm以内。 ・背中 背中で縫合わせる場合、縫合わせ布(背継ぎ)3cm以内。 ・裏地補強生地 肩当、胸当、脇当(上衣刺子部分)の3ヶ所のみ補強を認める。 ・胸および脇の下の柔道衣の余裕が20～30cm以上あること。
柔道衣(下穿)	<ul style="list-style-type: none"> ・長さはくるぶしから5cm以内。下穿きの空きは膝の位置で10～15cmの余裕。裾の折り返しは巾3cm以内。
帯	<ul style="list-style-type: none"> ・帯の巾4～5cm。帯の結び目から両端までは20～30cm程度の長さがなければならない。
女子のTシャツ	<ul style="list-style-type: none"> ・色は白、半袖、丸首であること ・製造業者マークは、最大20cm²のサイズであれば認められる。柔道衣を着用した際に、製造業者マークが見えてはならない。